

## 介護保険料の低所得者への軽減内容

減免対象	減免割合	減免基準
<p>■第1段階</p> <p>(生活保護法による要介護者であるものを除く)</p>	<p>第1段階保険料を2分の1減免する</p>	<p>・第1段階被保険者及び第2段階被保険者並びに第3段階被保険者のうち、次の各号すべてに該当する者を対象とする。</p> <p>1. 世帯の年間収入金額合計(前年)が単身世帯120万円以下、2人世帯160万円以下であること。(世帯人数1人増で50万円加算)</p> <p>2. 市町村民税課税者の他世帯の扶養を受けていない者。</p> <p>3. 市町村民税課税者と生計を共にしていない者。</p> <p>4. 資産や預貯金等を活用してもなお、生活が困窮している状況にある者。</p>
<p>■第2段階</p>	<p>第2段階保険料を5分の2減免する</p>	
<p>■第3段階</p>	<p>第3段階保険料を3分の1減免する</p>	